

工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、川越市建設工事標準請負契約約款及び川越市上下水道局土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、川越市上下水道局下水道課の発注する「下水道管路施設維持補修工事（単価契約）（上期）」に適用する。

(建設発生土の搬出)

第3条 民間ストックヤード又は改良プラントに搬出すること。

2 建設発生土の搬出先は下記の施設とする。ただし、当該施設の受入状況等により別の施設を選定する場合には、事前に監督員と協議のうえ承諾を得ること。なお、搬出に先立ち施設の受入条件等を確認し、監督員に報告すること。

搬出先施設

有限会社吉田商店 民間ストックヤード
埼玉県川越市鯨井1335地先

(施工条件)

第4条 施工時間については、原則午前9時から午後5時までの昼間施工とする。なお、緊急の場合については、別途協議のうえ決定する。

(交通規制)

第5条 緊急の道路使用で施工する場合は、担当監督員に事前に現場責任者の連絡先を報告すること。また、緊急番号を見やすい位置に掲示し、作業終了後にも担当監督員に報告し、道路使用許可条件に遵守し施工しなければならない。

(安全対策)

第6条 交通誘導警備員の配置人員は、担当監督員と協議し配置する。なお。県道等有資格者の必要な場合は、交通誘導警備の1級または2級検定合格証明書の交付を受けた交通誘導警備員を交通誘導警備業務の行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

(部分使用)

第7条 本工事はいわゆる現道工事であることから、工事目的物の引き渡し前に、一般交通の用に供するときは、監督員による確認等を受けること。

引渡し前の工事目的物や資機材等に事故が発生した場合は、その帰責事由に基づいて、発注者及び受注者がそれぞれ応分の責任を負うものとする。

(現場発生品および支給材料等)

第8条 現場発生品(人孔鉄蓋等)は土をよく取り再生資源材として下記の場所へ搬入すること。

搬入場所

川越市上下水道局上下水道管理センター(川越市大字的場2646番地1)
支給品および引き渡し場所は下記のとおりとする。

引き渡し場所

川越市上下水道局上下水道管理センター(川越市大字的場2646番地1)

(入札書記載事項)

第9条 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、工事単価(経費込)の単価の合計を記載すること。

なお、単価の合計を記載する際に1円未満の端数が出た場合は、切捨てた額とすること。

(契約単価)

第10条 落札後に単価の内訳書を提出し、設計額に対する設計単価の割合と乖離していない場合、内訳書の単価を契約単価とする。乖離していた場合は協議とする。

(発注限度額)

第11条 原則として1件の発注する工事費の限度額は500万円未満とし、この限度額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

(単価設定)

第12条 支給品以外の二次製品等を使用する場合については、請負率を基に川越市上下水道局が算出した単価を契約単価とする。

契約単価は次の算式で決定する。

各材料類＝(材料単価×請負率)

算出した額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切捨てた額とする。

(詳細設計)

第13条 詳細設計については、現地調査後に受注者にて案内図、平面図、横断面図、縦断面図及び構造図の図面作成及び数量計算を行うものとする。

詳細設計費は、各計算書に計上するものとし、単価は川越市上下水道局が算出した額とする。

詳細設計費＝（詳細設計費工事単価×請負率）

算出した額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切捨てた額とする。

＊川越市土木工事共通仕様書は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。

川越市総務部技術管理課ホームページ

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/info/1007964/1007974/1007978.html>

以上

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、川越市上下水道局の発注するアスファルト舗装版の切断作業に適用する。

(濁水の処理)

第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

(共通事項)

第4条 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結し、その契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを提出すること。

2 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結し、その契約書の写し及び運搬業者の許可証の写しを提出すること。

3 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとし、工事完了後、速やかにマニフェストの原本を監督員に提示し確認を受けなければならない。監督員が写しを求めた場合は、写しを提出すること。

(その他)

第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。

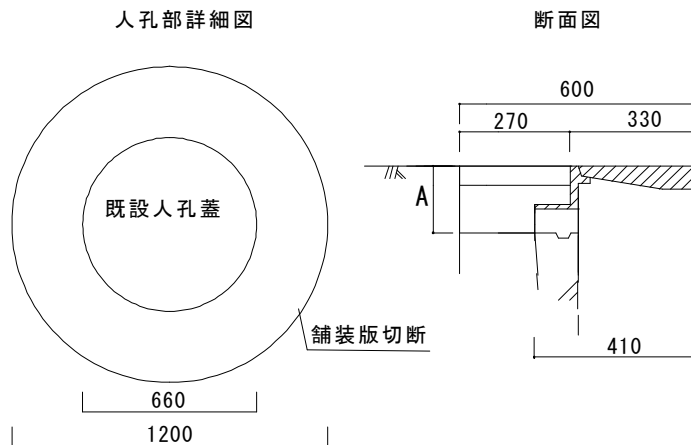
3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

以上

円形カッター工 特記仕様書

円形カッター工の積算については、下記のとおりとする。

1. 名称 円形カッター工
2. 仕様



Aのカッター深さは12cm・17cm・19cm・26cmとし、機械経費、労務費、損料を含む。

3. 予定工事箇所 市内全域
4. 条件
 - ・ 昼間工事（9時～17時）、夜間工事（21時～翌5時）
 - ・ 市街地：D I D地区